

に関する基本契約書

(以下「甲」という)と (以下「乙」という)とは、乙が販売主体として一般消費者に 商品 (以下「販売商品」という)を販売することを目的としたECサービス「 」にかかる事業(以下「本事業」という)に関し、次のとおり基本契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(目的)

本契約は、甲乙間における販売商品の取引条件と、乙が甲に本事業に関する販売運営業務を委託(以下「本件委託業務」という)を~~行~~^人うることに関する基本的条件を定めるものとする。

第2条(販売商品の取引条件)

1. 乙は、甲に対し、品目、仕様、数量、その他の具体的内容を定めて販売商品の製造を発注し、甲は、販売商品を製造し、乙に売り渡す。
2. 乙は、甲に対し、販売商品購入の対価として、甲乙別途合意した「取引単価表」に定める金額(以下「卸価格」という)を支払うものとする。
3. 本事業における甲乙間の販売商品の売買は消化仕入れとし、販売商品の所有権は乙が販売商品を顧客に販売した時点で甲から乙に移転するものとする。

第3条(本件委託業務)

1. 本件委託業務の内容は以下各号のとおりとし、詳細については甲乙間で別途協議のうえ決定する。
 - 1) 顧客からの受注対応、代金決済、代金回収、商品発送、カスタマーサポート、クレーム/返品/返金等の対応その他販売運営に関する業務
 - 2) 本事業のECサイトにかかるデザイン制作、システムの構築(仕様については別途協議)、サーバー維持、管理保守
 - 3) 販売商品の製造、在庫管理
 - 4) 販売分析及び報告
 - 5) 前各号に付随する業務。その他システムの改修を含む甲乙合意した業務
2. 本件委託業務に対する報酬は、第2条第2項に従って乙が支払う卸価格に含まれるものとする。
3. 前項に定める報酬には、本件委託業務遂行にあたって必要となる全ての費用が含まれるものとする。ただし、甲乙間でこれと別異の合意をした場合はこの限りではない。

第4条(システム等の所有権)

原則として、システムやサーバーおよび資源の提供物は甲の所有となる。ただし、到来乙が所有しているシステムを本事業に適用する場合、もしくは乙の要望により甲が新たに構築したシステムに関しては、乙のシステムの独占性が認められる場合には、甲乙協議の上、合意を以て甲乙共同所有と認めることとする。

第5条(支払条件)

甲は、毎月末日を締め日として、乙と別途協議した形式の売上精算表を作成し、翌月第3営業日までに乙に提出し、販売商品の代金から卸価格を差し引いた金額を、締め日の翌月末日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）までに乙指定の銀行口座に振込みにて支払を完了する。尚、振込手数料は甲の負担とする。売上精算表は、製造もしくは発送元を出荷した日付を売上日として計上することとする。

第6条(乙タレント肖像等の利用)

乙は、甲に対し、本委託業務に必要な範囲において、乙に所属するタレントの氏名、芸名、肖像、著作物（イラスト、デザイン等）、その他の権利物を利用することを許諾する。

第7条(販売商品の品質管理)

甲は、販売商品の製造、表示、販売に際して、下記の各号に掲げる諸事項を遵守するものとし、これらに係るクレーム、事故、その他一切のトラブルについては、自己の費用と責任に基づき、対応、処理する。

- 1)販売商品の製造・表示・販売に係る関連法令を遵守すること。
- 2)販売商品または販売商品の広告を電子的方法により販売あるいは展示する場合、必要な複製防止措置を講じること。
- 3)乙及び乙所属タレントの社会的評価及びイメージを損なうような行為又は権利物の改変等を行わないこと。

第8条(再委託)

甲は乙により事前の承諾を得た場合に限り、~~本契約に基づき~~委託業務の全部または一部を第三者（以下「再委託先」という。）に対し再委託できるものとし、甲は再委託先に対して本契約において甲が追う義務と同等の義務を負わせるものとする。

第9条(秘密保持)

1. 甲及び乙は、本契約に関連して知りえた相手方（相手方が乙の場合、乙のグループ会社及び乙又は乙のグループ会社に所属するタレントを含む。）に係る営業上又は技術上の一切の情報並びにプライバシー情報を、相手方の書面による承諾なしに、第三者に漏えい若しくは開示し、又は甲乙間の取引以外の目的で使用してはならない。

2. 前項の規定は、次の各号に該当する情報には適用しない。

- 1)すでに公知となっている情報又は相手方から開示された後、自らの責めによらず公知となった情報
- 2)相手方から開示された時点で、すでに自らこれを保有していた情報
- 3)自らが独自に開発した情報
- 4)第三者から秘密保持義務を負うことなく適法かつ正当に取得した情報
- 5)法令の定めに基づき官公庁などから開示を強制された情報

第 10 条(補償)

甲及び乙は、本取引中に何らかの補償が必要と判断した場合、双方協議の上決定する。

第 11 条(報告)

甲または乙は、自己の商号、名称、代表者、住所、届出印等の変更、合併、組織変更または資産もしくは事業状態に著しい変動があったときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

第 12 条(解除)

1. 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項に違反した場合、相手方に対して違反の是正を書面により申し入れ、その後 30 日を経過するもなお是正されない場合は、本契約の全部若しくは一部を解除することができる。

2. 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、相手方に対して何等の催告なしに本契約の全部若しくは一部を解除することができる。

- ① 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立を受け、又は滞納処分、保全差押を受け、若しくはこれらの申立、処分を受けるおそれのある事由が生じたとき。
- ② 支払停止若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形交換所から不渡り処分若しくは取引停止手形処分を受けたとき。
- ③ 破産、再生手続開始、更生手続開始、私的整理手続開始、特別清算の申し立てがあったとき。
- ④ 営業の停止又は解散。
- ⑤ 反社会勢力とのかかわりがある、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- ⑥ その他資産、信用状況が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

第 13 条(有効期間等)

本契約の有効期間は、契約締結の日から 1 年間とし、期間満了 1 か月前までに甲または乙から本契約を終了させる意思で文書をもって通知しないかぎり、本契約は同一条件でさらに 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。ただし、例えば大幅な物価高騰や天災による業務継続の困難等、ビジネス環境の変化が著しく、止むを得ないと判断されるような事象が発生した場合には、本契約有効期間中であっても、相手方に対し 3 か月前までに文書にて予告することにより本契約を解除することができるものとする。

第 14 条(権利義務の譲渡禁止)

甲及び乙は、本契約に基づいて発生する権利及び義務の全部又は一部を、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に譲渡し、又は第三者のために担保に供し、その他一切の処分を行ってはならない。

第 15 条(反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する

(1)自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと

(2)自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと

(3)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと

(4)本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2.甲又は乙の一方について、本契約の有効期間内に、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる

ア 前項第1号又は第2号の確約に反する申告をしたことが判明した場合

イ 前項第3号の確約に反し契約をしたことが判明した場合

ウ 前項第4号の確約に反する行為をした場合

第16条(本契約の変更)

本契約に定める内容を変更または修正等を行う場合には、甲乙が書面により同意することを要するものとする。

第17条(専属管轄裁判所)

本契約に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第18条(協議)

本契約に定めない事項または本契約について疑義を生じた事項については、甲および乙は、その都度誠意をもって協議のうえ解決し、必要に応じて文書を取り交わすものとする。

上記契約締結の証として本書を2部作成し、互いに正本を1部ずつ保有するものとする。

2022年12月1日

(甲):

(乙):